

令和6年度第3回理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年3月17日（月） 午後3時25分
- 2 場 所 岡崎市東部学校給食センター研修会議室
- 3 現在の理事数 4名
- 4 出席理事及び監事（理事）3名
神尾 清成、永谷 律子、伊藤 満
（監事）1名
鈴木 智子
- 5 欠席理事及び監事（理事）1名
加藤 基
（監事）1名
柴田 匡司
- 6 事務局 杉田 展宏（管理課長）、平木 敦代（業務課長兼業務I係長）
内田 浩美（総務係長）、佐久間 聖（食育経理係長）
酒井 啓滋（教育委員会事務局学校給食センター所長）
杉浦 達也（顧問税理士）
- 7 議事の進行及び定足数の確認
 - (1) 定足数の確認について事務局が、定款第42条の規定により定足数を満たしているので、本会が成立していることを告げた。
 - (2) 議事の進行について
定款第41条の規定により、理事長 神尾 清成 が議長となり議事を進行した。
- 8 議決事項
 - 第1号議案 令和6年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
 - 第2号議案 令和7年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
 - 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の一部改正について
 - 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程の一部改正について
 - 第5号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の一部改正について
 - 第6号議案 役員賠償責任保険の加入について
 - 第7号議案 評議員会の開催について
- 9 議事の経過の概要及び議案別議決の結果
 - (1) 第1号議案 令和6年度公益財団法人岡崎市学校給食協会補正予算案について
議長から事務局に第1号議案の説明を求められ、別紙1「令和6年度公益財団法人岡崎市学校

給食協会補正予算案」に基づき、給食材料費として、米飯や牛乳を始めとした原材料や加工品の価格高騰の影響により、1,231万7千円増額となったことが説明された。

質疑はなく、議長は第1号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (2) 第2号議案 令和7年度公益財団法人岡崎市学校給食協会事業計画及び収支予算案について
議長から事務局に第2号議案の説明を求められ、別紙2「令和7年度事業計画及び収支予算書案」に基づき、事業計画は、協会の基本理念に掲げる考えの基、食育事業及び給食調理事業等を行うこと等が説明された。

収支予算書では、最低賃金引上げや人員体制の変更により2,000万7千円、食材費高騰による影響により給食材料費が8,797万2千円増額となっていること等が説明された。

質疑はなく、議長は第2号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (3) 第3号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則の一部改正について

議長から事務局に第3号議案の説明を求められ、別紙3「公益財団法人岡崎市学校給食協会職員就業規則」に基づき、刑法改正により、懲役と禁固が拘禁刑に一本化されること等が説明された。

質疑はなく、議長は第3号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (4) 第4号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会賃金規程の一部改正について

議長から事務局に第4号議案の説明を求められ、別紙4「公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程」に基づき、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の13,000円への引上げを段階的に改正すること、また、賃金水準の動向を踏まえて、職能給表のベースアップを行うこと等が説明された。

永谷理事より、配偶者及び子の手当が段階的に変わることについて、職員に対して説明をされているかとの質問があり、事務局より、組合に対して事前に説明を行っている旨が伝えられた。

他に質疑はなく、議長は第4号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

- (5) 第5号議案 公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

議長から事務局に第5号議案の説明を求められ、別紙5「公益財団法人岡崎市学校給食協会育児・介護休業等に関する規則」に基づき、育児介護休業法改正により、子の看護休暇の取得事由として、感染症に伴う学級閉鎖等になった子への世話と当該子供の入園（入学）式、卒園（卒業式）への参加を新たに認めること等が説明された。

永谷理事より、既に法を上回っている規定についても、今回変更されている点は大変すばらしいと思います。令和7年4月から、介護離職防止のための個別周知・意向調査の措置等が義務付けられますが、書式作成等の対応を進めていますかとの質問があり、事務局より、書式は現在調整中であるが、介護に関する相談については、既に周知及び個別対応している旨が伝えられた。

他に質疑はなく、議長は第5号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(6) 第6号議案 役員賠償責任保険の加入について

議長から事務局に第6号議案について説明を求められ、事務局より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律により、役員の賠償責任保険契約の内容を決定するには理事会の決議によらなければならないこととされたため諮ることが説明された。

質疑はなく、議長は第6号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

(7) 第7号議案 評議員会の開催について

議長から事務局に第7号議案について説明を求められ、事務局より、定款の規定により評議員会の開催を理事会で決議することが説明された。

質疑はなく、議長は第7号議案について理事に賛否を求めたところ、全会一致の議決を経て承認された。

10 報告事項

職務の執行状況について

伊藤副理事長が職務の執行状況について報告を行った。

以上をもって、議長は閉会を宣した。

閉会 午後3時55分